

(証券コード 422A TOKYO PRO Market)
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

新潟県佐渡市中興乙 1427 番地
t a n e C R E A T I V E 株式会社
代表取締役社長 榎 崇斗

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://tane-creative.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---------|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年3月25日（水曜日）午後4時（受付開始：午後3時30分） |
| 2. 場 | 所 | 新潟県新潟市中央区東大通一丁目4番5号
日生不動産新潟駅前ビル2階 N-LOUNGE（エヌ-ラウンジ）
（開催場所が過去に開催した場所と著しく離れた場所となりましたのは、多くの株主様のご来場の利便性と座席数の確保を勘案したためです。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください） |
| 3. 目 的 事 項 | 決 議 事 項 | 議 案 |
| | | 定款一部変更の件 |

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
-

株主総会参考書類

議 案 定款一部変更の件

1. 変更理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、繁忙期である3月の売上が当社グループの業績に与える影響を考慮し、経営及び事業運営の効率化並びに、業績管理の厳密化によってより適時・適正な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年6月1日から翌年5月31日までに変更いたします。変更後の当社決算期は、当社連結子会社の決算期と同一となります。

これに伴い、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）、第33条（事業年度）、第34条（剰余金の配当の基準日）及び第35条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また経過措置として新たに附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部が変更箇所）

現行定款	変更案
（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5</u> 月31日とする。
（事業年度） 第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年 <u>3</u> 月31日までの1年とする。	（事業年度） 第33条 当社の事業年度は、毎年 <u>6</u> 月1日から翌年 <u>5</u> 月31日までの1年とする。
（剰余金の配当の基準日） 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>5</u> 月31日とする。
（中間配当） 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>9</u> 月30日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当） 第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>11</u> 月30日を基準日として中間配当をすることができる。
（新設）	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 第33条（事業年度）の規定にかかわらず、第14期事業年度は、2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月とする。</u></p> <p><u>2 本条は、第14期事業年度に関する定時株主総会の終結をもってこれを削除する。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会場／日生不動産新潟駅前ビル 2階 N-LOUNGE (エヌ-ラウンジ)

新潟県新潟市中央区東大通一丁目4番5号

電話／025-250-6202(当社新潟オフィス)



交通／J R新潟駅万代口より徒歩約1分

※駐車場のご用意はいたしておりません。お車でご来場される場合は、日生不動産新潟駅前パーキング等、近隣の有料駐車場をご利用ください。